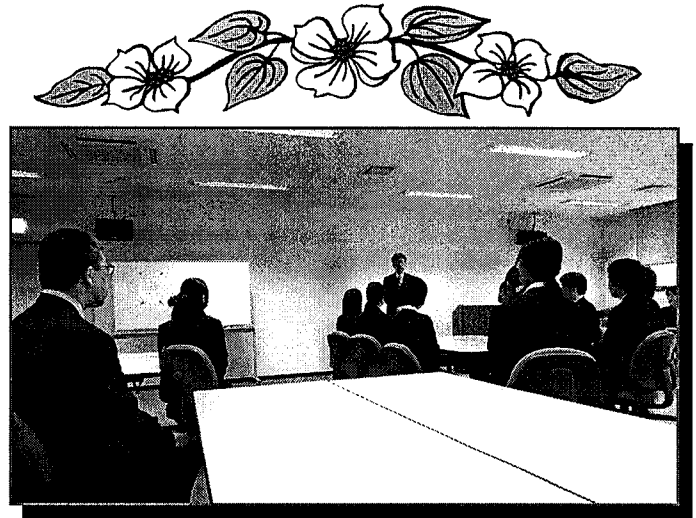


TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikei.co.jp
URL <http://www.nagatakaikei.co.jp/>

永田会計平成26年度入社式

去る4月2日、弊社の平成26年度入社式があり、新たに5名の仲間が加わりました。

皆緊張した面持ちでそれぞれの自己紹介をしている姿は非常に初々しく、社内の雰囲気は爽やかになりました。



向かって左から

【氏名】	【年齢】	【出身校】	【趣味・特技】
永田ちひろ（ながたちひろ）	22歳	長崎大学経済学部 卒業	絵を描くこと
平尾 彩（ひらおあや）	21歳	長崎大学経済学部 4年	運動全般
中川 葵（なかがわあおい）	18歳	長崎女子商業高等学校 卒業	書道
原岡彩瑛（はらおかさえ）	19歳	長崎女子商業高等学校 卒業	剣道
藤原侑香（ふじわらゆか）	18歳	長崎商業高等学校 卒業	DVD鑑賞

それぞれの詳しい自己紹介は今後掲載予定です。

どうぞよろしくお願いたします！

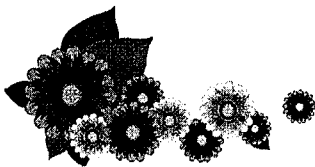
領収証等に貼る印紙、4月から緩和へ

事業者が平成26年4月1日以降領収証等に貼る印紙の基準額が改正されました。この点を改めて、確認しましょう。

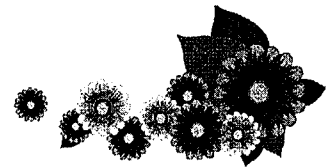
領収証、5万円未満へ緩和

事業者が金銭を受け取った場合に作成する領収証やレシートなど「金銭又は有価証券の受取書」(以下「受取書」)は、原則として印紙を貼る必要があります。これは、この受取書には印紙税がかかるため、納める額の印紙を貼り、消印をすることで印紙税額を納めたことになるからです。

ただし、この受取書は一定額に満たない場合には印紙税がかからず、印紙を貼る必要はありません。この場合の一定額とは、平成26年3月31日までの受け取りであれば3万円ですが、平成26年4月1日以降の受け取りでは5万円へと緩和されています。つまり、4月1日以降の受取書に記載された金額が5万円未満であれば、印紙を貼る必要はありません。



4月1日以降、軽減措置拡充へ



受取書の他、印紙税が緩和されるのは、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」です。これらは、平成9年4月1日から平成26年3月31日まで印紙税の軽減措置の対象でしたが、平成26年4月1日以降、さらに軽減措置が拡充されます。具体的な印紙税額は、下表で確認しましょう。

【軽減措置の対象となる、不動産譲渡契約書、建設工事請負契約書に係る印紙税額表】

契約金額 (※)		本則	~H26. 3. 31	H26. 4. 1~ H30. 3. 31
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
1万円未満		非課税		
1万円超 10万円以下	1万円超 100万円以下	200円		200円
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円		
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円		500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円		1,000円
500万円超	1,000万円以下	10,000円		5,000円
1,000万円超	5,000万円以下	20,000円	15,000円	10,000円
5,000万円超	1億円以下	60,000円	45,000円	30,000円
1億円超	5億円以下	100,000円	80,000円	60,000円
5億円超	10億円以下	200,000円	180,000円	160,000円
10億円超	50億円以下	400,000円	360,000円	320,000円
50億円超		600,000円	540,000円	480,000円

(※) 契約金額は、受取書と同様、消費税等の額がわかる場合には、その消費税等の額を含めない金額となります。